

事前認定で非該当、被害者請求による異議申立てにて 14 級 9 号と判断されたケース。

事前認定における「非該当」の別紙

被害者 ○○○○ 様の件

<結論>

自賠責保険における後遺障害には該当しないものと判断致します。

<理由>

頸部挫傷に伴う頸部痛等の症状については、提出の頸部画像上、本件事故による骨傷等の器質的異常所見とは認め難いとともに、経過診断書上、○○○○と所見され、その他提出の医証からも、症状を裏付ける客観的な医学的所見に乏しいとともに、後遺障害診断書上、「○○○○」などと所見されていることなどを踏まえれば、将来においても回復が困難な障害とは捉え難いことから、自賠責保険における後遺障害には該当しないものと判断します。

以上

非該当から 2 か月後の異議申立における「14 級 9 号認定」の別紙

被害者 ○○○○ 様の件

<結論>

自賠法施行令別表第二第 14 級 9 号に該当するものと判断致します。

<理由>

頸部挫傷に伴う頸部痛等の症状については、自賠責保険における後遺障害には該当しないものと判断しています。

この認定に対して、**今回新たに提出された後遺障害診断書**や診療医紹介回答書等も含めて、再度検討を行った結果、画像上、本件事故による骨折、脱臼等の器質的損傷は認められず、その他神経系統の障害が証明されるものとしての評価は困難です。

しかしながら、今回提出の前記診療医紹介回答書にて、受傷○○日目頃から頸部痛の**症状は一貫して認められ、その他受傷形態や治療状況も勘案すれば**、将来においても回復が困難と見込まれる障害と捉えますので、「局部に神経症状を残すもの」として別表第二第 14 級 9 号に該当するものと判断致します。

以上